

森山メモリアル訪問看護ステーション運営規程

第1条（事業の目的）

社会医療法人元生会が開設する森山メモリアル訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士（以下「看護師等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた利用者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業を行うステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 森山メモリアル訪問看護ステーション
- (2) 所在地 旭川市旭町2条1丁目31番31

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 看 護 師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師等 看 護 師・准看護師 常勤換算で2.5名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

第5条（営業日および営業時間）

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日から土曜日までとする。
ただし国民の祝日、8月15日から8月16日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

ただし、土曜日は午前9時から午後0時30分までの半日営業とする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(4) 特別警報等、運転に支障がある場合は、安全が確認されるまでは、訪問を一時休止とする。

第6条 (事業の内容)

事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

第7条 (利用料等)

1 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- | | |
|-----------------------------|--------------|
| (1) ステーションから、往復5km以上10km未満 | 200円 (消費税抜き) |
| (2) ステーションから、往復10km以上15km未満 | 400円 (消費税抜き) |
| (3) ステーションから、往復15km以上 | 600円 (消費税抜き) |
| (4) 旭川市外 | 800円 (消費税抜き) |

3 死後の処置料は、6,000円 (消費税抜き) とする。

4 キャンセル料は、1,000円とする。

5 保険外訪問 (以下、プライベート訪問とする) の利用料は以下に規定する。

(1) 訪問職種と提供時間、利用料

訪問職種	提供時間	利用料 (税抜き)
理学・作業療法士	40分	6000円
理学・作業療法士	60分	9000円
看護師・准看護師	30分未満	4500円
看護師・准看護師	30分以上60分未満	9000円
全職種	延長30分毎	3000円

- (2) 24時間の電話対応や緊急時対応が必要な場合：月に一回 6500円
- (3) 深夜訪問看護加算：22時~6時 4200円/回
- (4) 夜間・早朝訪問看護加算：18時~22時、6時~8時 2100円/回
- (5) 緊急訪問看護加算：定期的な訪問以外の訪問。2600円/回
- (6) 同行受診：受診先の病院又は診療所、クリニックで合流。合流から受診終了までの時間を提供時間とする。
- (7) 営業日以外の訪問：休日料金 1000円/回

6 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第8条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、旭川市及び鷹栖町・東神楽町の区域とする。

第9条 （緊急時等における対応方法）

- 1 看護師等は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

第10条 （ハラスメント防止対策）

- 1 ステーションは、社会医療法人元生会の就業規則とステーションの「ハラスメントの防止に関する規定」に準じてハラスメント防止と対応を行う。
- 2 暴力行為、脅迫行為（大声、暴言、言葉による迷惑行為も含む）、物品・車両などへの損壊行為、セクシャルハラスメント行為（言葉によるものも含む）、長時間にわたる面談要求や解決し難い要求、サービス提供に際して逸脱した非協力的行為、サービス提供時の飲酒・喫煙（診療やサービス提供の妨げとなるため。また、職員の健康被害につながる恐れがあるため）、周囲への害と認められる行為、許可のない写真や動画の撮影・録音（利用者及び職員の個人情報及びプライバシー保護の観点から）その他、上記に準ずる迷惑行為、周囲への害と認められる行為があった場合には、直ちに契約を終了することが出来る。

第11条 （虐待防止等に関する事項）

- 1 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために必要な体制の整備として、委員会の設置・定期的な開催（1年に1回以上）、指針の策定、担当者を選定を行うとともに、従業員に対し定期的な研修の実施（1年に1回以上）等の措置を講ずる。
- 2 ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束をしてはならない。また、身体拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

4 前項 1~3 が適切に実施するため、担当者は所長とする。

第 1 2 条 （業務継続計画の策定等）

1 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

4 感染症や非常災害時の人員が確保できない場合、元生会の職員と共同し、可能な限り事業継続に努めるものとする。

第 1 3 条 （その他運営についての留意事項）

1 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人元生会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

5 事業の利用に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 6 月 1 日から施行する。

平成 1 4 年	4 月	1 日	一部改正	平成 2 3 年 1 0 月	1 日	一部改正	
平成 1 6 年	4 月	1 日	一部改正	平成 2 4 年	9 月	1 日	一部改正
平成 1 7 年 1 0 月	1 日	一部改正		平成 2 4 年 1 0 月	1 日	一部改正	
平成 1 8 年	4 月	1 日	一部改正	平成 2 5 年	1 月	1 日	一部改正
平成 2 0 年	4 月	1 日	一部改正	平成 2 5 年	5 月	8 日	一部改正
平成 2 1 年	4 月	1 日	一部改正	平成 2 6 年	2 月	1 日	一部改正
平成 2 1 年 1 0 月	1 日	一部改正		平成 2 6 年	4 月	1 日	一部改正
平成 2 1 年 1 1 月	1 日	一部改正		平成 2 6 年	8 月	1 日	一部改正
平成 2 1 年 1 2 月	1 日	一部改正		平成 2 7 年	3 月 2 1 日	一部改正	
平成 2 2 年	7 月	1 日	一部改正	平成 2 7 年	4 月	1 日	一部改正
平成 2 2 年	9 月	1 日	一部改正	平成 2 7 年	7 月 2 1 日	一部改正	

平成27年 8月 1日 一部改正
平成27年10月 1日 一部改正
平成27年11月10日 一部改正
平成28年 4月 1日 一部改正
平成28年 6月21日 一部改正
平成28年 8月 1日 一部改正
平成28年10月 1日 一部改正
平成29年 2月 1日 一部改正

平成28年 9月 1日 一部改正
平成29年 3月 1日 一部改正
平成29年 4月 1日 一部改正
令和1年 9月 1日 一部改正
令和3年 4月 15日 一部改正
令和6年 4月 1日 一部改正
令和6年 6月 1日 一部改正
令和6年 8月 1日 一部改正
令和6年 11月 1日 一部改正